

門川町国土強靱化地域計画

門川町

令和2年10月
(令和8年3月改定)

目 次

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2

第1章 門川町の地域特性

- 1 本町の位置と地勢等 3
- 2 人口動態等 4
- 3 過去の災害と想定される災害 4

第2章 門川町の地域強靱化に向けた基本目標等

- 1 地域強靱化の基本目標等 7
 - (1) 基本目標 7
 - (2) 事前に備えるべき目標 7
- 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） 8
- 3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針 10
 - (1) 地域強靱化の取り組み姿勢 10
 - (2) 住民等の主体的な参画 10
 - (3) 適切な施策の組み合わせ 10
 - (4) 効率的な施策の推進 10
 - (5) 地域の特性に応じた施策の推進 10

第3章 脆弱性評価

- 1 想定されるリスク 11
- 2 脆弱性評価 11
 - (1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要 11
 - (2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要 26

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

- 1 行政機能・消防・防災教育 32
- 2 住宅・都市 34
- 3 保健医療・福祉 35
- 4 物資・エネルギー・情報通信 36
- 5 産業 37
- 6 交通・物流 37
- 7 農林水産 38
- 8 国土保全 38

9 環境	39
------	-------	----

第5章 町計画の推進と不断の見直し

1 町の他の計画等の必要な見直し	40
2 町計画の進捗管理	40
3 町計画の不断の見直し	40

参考資料

○ 用語集	41
○ 国土強靱化対策の対象となる道路・河川	42

序 章 国土強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震や津波災害、毎年のように発生する台風・豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われ、そして、長い時間をかけ、被災からの復旧と復興を繰り返してきました。

近い将来、発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震・津波や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が施行されました。

そして、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があることから、平成 26 年 6 月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

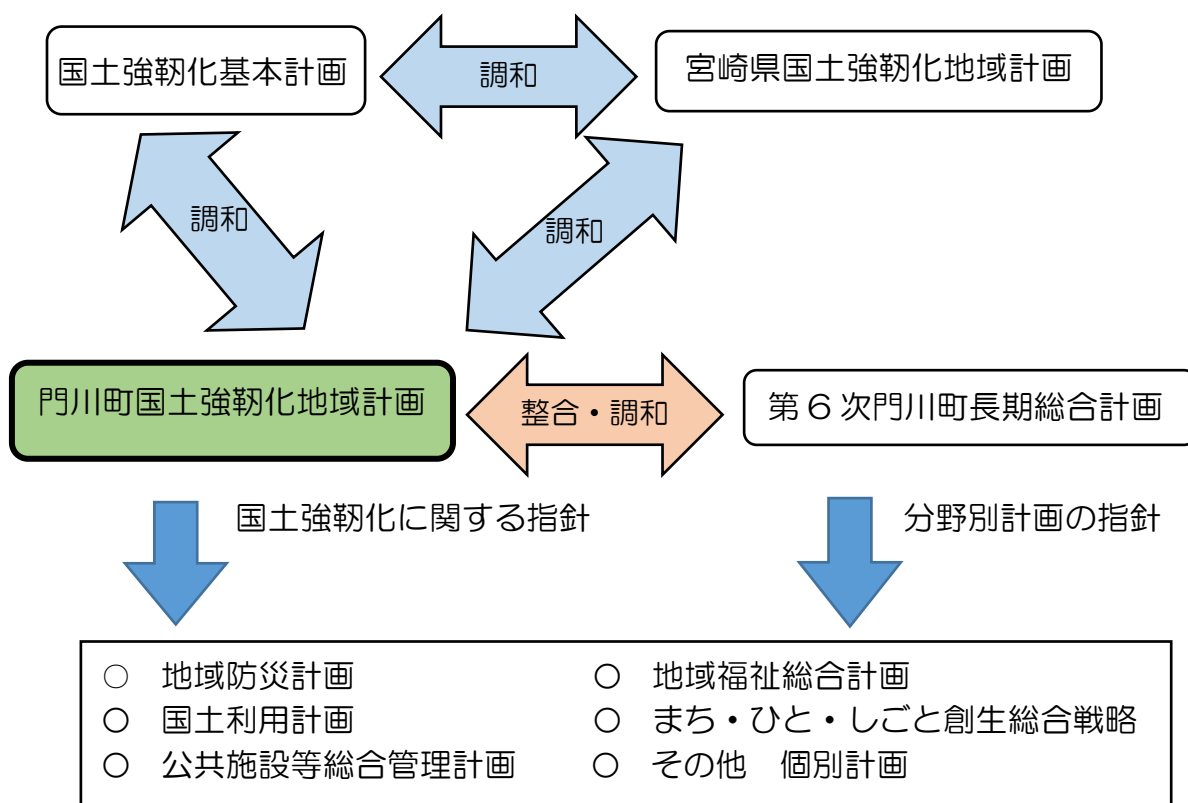
国土強靱化は国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となり取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築することが必要であります。

これらの点を踏まえ門川町では、今後発生すると考えられる自然災害に備えるため、今回「門川町国土強靱化地域計画」（以下「町計画」という。）を策定しました。

町計画は、国の基本計画や「宮崎県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）との調和を図りつつ、本町の地勢・環境・規模等に考慮したものとし、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるように「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った門川町を目指すための各計画の指針として策定しました。

2 計画の位置づけ

町計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、本町での国土強靱化に関し、門川町長期総合計画との整合性を図りながら、地域防災計画をはじめとする本町が有する様々な分野の計画等の指針となるものです。



第1章 門川町の地域特性

1 本町の位置と地勢等

(1)本町の位置

本町は、宮崎県の北部に位置し、北は延岡市、南は日向市に、西は美郷町に接し、東は日向灘に面しています。

東西約 32km、南北約 8km に及び、総面積は 120.52 km²で、宮崎県の総面積の約 1.6%を占めています。面積の約 8 割が森林であることから、豊かな自然環境に恵まれた地域であるといえます。

美郷町から流下する約 41km の長さである五十鈴川に沿って、西の山間部から東の平野部へと地形が変化し、四季の変化に富んだ風光明媚な景観を呈しています。また、東側の沿岸部は、日豊海岸国定公園に指定されています。

(2)本町の地勢

本町は、東西に細長い形状を成し、総面積の約 8 割が森林であり、五十鈴川が東西に蛇行して流れています。下流域には比較的人口の密集した地域がありますが、相対的に日向灘に面した沿岸部の平野が住宅地や農地等に利用されています。

また、美郷町との境である標高 692m のニクシ山を最高峰として、周囲を 100m 程度の山地に囲まれています。日向灘に面した遠見山は標高 308m で防災行政無線の中継局などが設置されています。

海拔 10m までの沿岸部に面した平野部が、住宅地や農地等に利用されている状況です。

地質は、主として砂岩・頁岩・粘板岩からなり、庵川地域を除いて大部分が四万十層群に覆われています。砂岩は硬く、ち密なものが多い状況です。軟弱な粘板岩や頁岩は、割れ目が多く、土砂災害を起こしやすい性質があります。この他、河川沿いと市街地の低平地に沖積層が分布し、庵川礫層の特殊な地層があります。これらは四万十層群の上に堆積し、さらに、この上に尾鈴山石英斑岩（尾鈴山が噴出した火成岩）が覆っています。

河川流域及び沿岸の低地は、沖積面をつくる堆積物及び沖積層の礫・砂・泥からなっており、沖積平野を形成しています。

また、本町は、港湾や海浜の埋め立てによる土地利用が進められてきた歴史もあります。

(3)気候の特性

本町は暖温帯に属し、なかでも沿岸部の平野部では温暖な気候となっています。年平均気温はおよそ 18℃、年間降水量は 3,000mm 前後です。

また、災害に結びつく危険性があるといわれる日降水量 100mm 程度の降雨は、ほぼ毎年のように発生しています。

2 人口動態等

(1)人口の推移

令和2年の国勢調査では、本町の総人口は 17,379 人となっています。平成12年までは、延岡市、日向市のベッドタウンとして人口は増加していましたが、それ以降は減少が続いています。また、令和8年3月1日の現住人口は 16,285 人となっており、今後も減少が続くと推計されています。

年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）はともに減少が続いています。一方で、平成12年には老年人口（65 歳以上）が年少人口を上回りました。既に3人に1人が高齢者となっていますが、今後も少子高齢化が進むことが予想されています。

(2)産業構造

本町の就業者の数は、減少傾向にあります。

産業別就業者比率の推移でみると、農林業や水産業の第1次産業の割合が低下し、就業者の高齢化も進んでいます。また、第2次産業の割合としては横ばいの状況で、第3次産業の割合は低下しています。

3 過去の災害と想定される災害

(1)本町の過去の災害

本町は沿岸部に位置し、この沿岸部の比較的低地の地域を中心に発展してきました。

過去の地震による被害については、宮崎県では日向灘を中心とした地震が発生していますが、本町では地震等による大きな被害の記録は残されていません。

その一方、美郷町から流下する2級河川の五十鈴川流域やその他の単独河川において、台風等による洪水、氾濫により低地では浸水被害が発生しています。

特に、平成5年、平成9年、平成16年、平成28年の台風に起因する五十鈴川の氾濫により、西門川地区を中心に甚大な被害が発生しました。

(2)本町に被害を及ぼすと想定される災害

①地震

本町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれています。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.0-7.5 程度の地震が80%程度の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性があります。

さらに、静岡県の駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布や津波高と、それに伴う被害想定では、本町を含む沿岸部を中心に東日本大震災を上回る甚大な被害が想定されています。

【南海トラフ巨大地震による被害想定】令和8年2月宮崎県想定より

人的被害（死者数）：冬深夜の場合	建物倒壊	津波
		約60人
建物被害（全壊棟数）	約4,700棟	/
避難者（被災1日後） （被災1ヶ月後）	約11,000人 約11,000人	
ライフライン被害：発災直後 上水道（断水人口） 電力（停電件数） 通信（固定電話不通回線数）	約16,000人 約8,900軒 約2,900回線	
交通施設被害（道路）	約30箇所	
災害廃棄物	約50トン	
津波堆積物	約20トン	

【想定ケース①】内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）、及び津波断層モデルを用いて、宮崎県独自に再分析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

②風水害

台風はほぼ毎年のように接近・通過しており、近年、地球温暖化の影響等により1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨・記録的短時間大雨情報の発生等も全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化しており、町内でもこれまでにない洪水や土砂災害等の発生が懸念されます。

また、平成30年12月に、五十鈴川の浸水想定の見直しがなされ、概ね1000年に1度の雨量の場合には、流域の多くが浸水するという想定になっています。

ア 河川洪水

美郷町から流下する五十鈴川流域では、これまでも台風等による洪水、氾濫により浸水被害等がたびたび発生しています。これまでも、河川改修工事が実施され、また、今後も県による河川改修工事が行われることから、洪水被害はある程度抑制できるものと考えられますが、大水害と同規模もしくは、それ以上の長期間豪雨が発生した場合は、さらなる被害が発生すると考えられます。

イ 土砂災害

本町は総面積の約 8 割を森林が占めており、土砂災害危険区域等の指定がある地域が多くあります。そのため、降雨期や台風により毎年のように小規模な土砂災害が発生していますが、大規模な災害事例は記録されていません。

しかし、丘陵地等の宅地開発により、土地利用の高度化が進み、がけ地への近接等による新たな災害危険箇所も生じています。これらの土砂災害の危険性を有しているところには、公共施設が立地するところもあり、安全な避難場所を検討することも必要となっています。

③大規模火災

本町には大火の記録は残されていませんが、令和7年大分県大分市佐賀関で発生した大規模火災は、対岸の火事などではなく、気象条件や出火場所によっては、本町においても十分考えられます。

特に、消防車両等の進入が困難な尾末地域においては、被害が拡大することが懸念されます。

また、本町は総面積の約 8 割が森林であることから、車両の進入が困難な場所で、山林火災が発生した場合の被害は甚大なものとなります。

平成元年に庵川で発生した林野火災では、山林 70,000 m²を焼失し、2名の負傷者を出す災害となりました。



第2章 門川町の地域強靱化に向けた基本目標等

1 地域強靱化の基本目標等

本町は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、以下の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため、6つの「事前に備えるべき目標」を定めることとします。

(1)基本目標

本町の強靱化に向けた基本目標として、「基本法」の理念、「基本計画」及び「県計画」に基づき、以下のように定めます。

◎ いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にすること

(2)事前に備えるべき目標

本町の強靱化に向けた事前に備える目標として、「基本計画」及び「県計画」を踏まえつつ、活力ある地域づくりにつなげていくために以下のように6つの目標を定めます。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぎます。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぎます。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保します。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせません。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させます。
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備します。

2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

起きてはならない最悪の事態に関しては、対象とするリスク及び本町の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」を9ページのとおりとしました。

また、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、以下の9つを設定しました。

- ① 行政機能・消防・防災教育
- ② 住宅・都市
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 物資・エネルギー・情報通信
- ⑤ 産業
- ⑥ 交通・物流
- ⑦ 農林水産
- ⑧ 国土保全
- ⑨ 環境

起きてはならない最悪の事態		
基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1. 人命の保護が最大限図られる	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
2. 本町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 迅速な復旧復興	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
		4-2 産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下
		4-5 漁港施設の被害に伴う地域の荒廃
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3 上水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

3 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

本町の強靱化を進めるうえで、国土強靱化の理念を踏まえ、「基本計画」において定められている、「事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくり」について、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化の取り組み姿勢

- ① 本町の強靱化を損なう根本原因をあらゆる側面から分析し、対策を講じます。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化します。
- ④ 本町の潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化します。

(2) 住民等の主体的な参画

- ① 住民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、県、町、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組を促進します。

(3) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じ、施設整備や耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ② 非常時だけでなく、平時より有効に活用されるよう工夫します。

(4) 効率的な施策の推進

- ① 住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ② 限られた資金を有効に活用するため、民間資金の積極的な活用を図ります。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に努めます。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進します。

(5) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域コミュニティの活性化と強靱化推進の担い手が活動できる環境整備に努めます。
- ② 女性、高齢者、子ども（乳幼児）、障がい者及び外国人等に配慮します。
- ③ 地域の特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 脆弱性評価

1 想定されるリスク

町民の生活に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、海上災害、鉄道災害、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、国の「基本計画」の想定が大規模自然災害とされていること、本町に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震等が発生する可能性があることとされていること等を踏まえ、「町計画」においては大規模自然災害を想定することとしました。

2 脆弱性評価

29個の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために有効な施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分であるのかどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用しました。

(1) リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

○住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、避難行動の妨げや地震火災の発生等にもつながることから、被害の拡大防止を目指して耐震化を進めることが必要です。

○防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要です。

○町内小中学校の耐震化率は100%となっているが、更なる安全性向上を図るため、天井等の非構造部材の落下防止対策等を進めることが必要です。

○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要です。

○大規模災害に備えた消防団の強化や装備資機材の充実が必要です。

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士^{*}の育成が必要です。

○住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要です。

○昭和56年5月以前に着工された木造住宅について、耐震診断補助制度の周知を図り、耐震化を進めることが必要です。

○耐震診断後の耐震改修補強工事に係る助成制度の周知を図ることが必要です。

○町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要です。

○家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要です。

○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

○社会福祉施設は、自ら避難することが困難な方が多く利用することから、施設管

理者等との協力のもと、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により安全性の向上を促すことが必要です。また、有事に備えた避難訓練も重要となります。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
住宅の耐震化率	83.2%	
防災拠点となる公共施設の耐震化	12カ所中12カ所済	
消防団員数	342人	
自主防災組織カバー率	83%	活動補助事業有
防災士数	159人	資格取得補助有
防災出前講座実施回数	13回	
普通救命講習受講者数	119人	
地区防災計画策定地区数	14地区	
町立小学校・中学校の耐震化率	100%	
耐震診断に係る補助予算計上件数	8件	最大13.6万円
診断後の耐震改修補強工事予算計上数	2件	最大100万円



町の自主防災組織活動補助制度を活用した避難路の整備や手すりの設置が進んでいる。

【環境整備：30万円上限】

【防災活動：10万円上限】

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 防火について住民への周知・啓発が必要です。
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要です。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー*の普及を啓発することが必要です。
- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要です。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要です。
- 大規模災害に備えた消防団の強化や装備資機材の充実が必要です。【再掲】
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要です。【再掲】
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要です。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

【再掲】

○冬場の住宅火災を未然に防ぐため、消防団による夜間の特別警戒を継続することが必要です。

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

○迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要です。

○地域や学校等で避難訓練を実施することが必要です。

○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

○避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要です。

なお、避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿情報の提供は希望者のみ

○防災行政無線や緊急速報メール等、多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要です。

○津波避難路の整備や避難場所（避難ビル等）の確保が必要です。

○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

【再掲】

○空からのアクセスが可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
津波避難訓練実施回数	1回	5月第4日曜日
小・中学校の津波避難訓練の実施数	年1回以上	
自主防災組織カバー率	83%	
避難行動要支援者*の個別計画の策定率	0%	
ヘリコプターの臨時離着陸場の指定数	8箇所	



下校時避難訓練



地区防災座談会

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 県と連携して五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要です。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要です。
- 県と連携して門川防災ダム機能保全に努めることが必要です。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要です。
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要です。【再掲】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要です。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要です。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。【再掲】
- 防災行政無線や緊急速報メール等、多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要です。【再掲】
- 河川水位に係る避難勧告等の発令基準の策定及び周知が必要です。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要です。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
避難訓練実施回数	1回	
洪水ハザードマップの策定	策定済	
地域防災計画に記載された要配慮者利用施設数：	18施設	

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要です。【再掲】
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要です。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。【再掲】
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要です。【再掲】
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

<p>【再掲】</p> <p>○防災行政無線や緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要です。【再掲】</p> <p>○土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定及び周知が必要です。【再掲】</p> <p>○土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要です。</p> <p>○県と連携して砂防施設等による土砂災害対策を行うことが必要です。</p> <p>○地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要です。【再掲】</p> <p>○治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要です。</p> <p>○県と連携して土砂災害に関する知識の普及・啓発を図るために土砂災害防止講座等の開催が必要です。</p>		
【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
土砂災害防止講座の開催	1回	地区会長
土砂災害防止教室の開催	1回	五十鈴小学校

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
<p>【脆弱性の評価】</p> <p>○自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。</p> <p>【再掲】</p> <p>○地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要です。【再掲】</p> <p>○住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。</p> <p>【再掲】</p> <p>○地域同士の繋がり強化が必要です。</p> <p>○県及び関係機関と連携した支援策及び合同訓練の実施が必要です。</p>		
【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
自主防災組織によるトランシーバー導入	6地区	地区役員宅配備



防災組織で導入されたトランシーバー

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

【脆弱性の評価】

- 地区指定避難場所である病院の耐震化が必要です。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、地区指定避難場所である病院のBCP※を策定することが必要です。
- 地区指定避難場所である病院における非常用電源や受水槽の整備が必要です。
- 地区指定避難場所である病院における非常用電源用の燃料の確保が必要です。
- 県及び医師会と連携した支援策や合同訓練の検討が必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
地区指定避難場所である病院の耐震化	耐震化済	田中病院 日向病院
地区指定避難場所である病院における病院BCPの策定	未策定 策定済	田中病院 日向病院

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

【脆弱性の評価】

- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要です。
- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が避難できるよう、福祉避難所※を確保することが必要です。
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

【再掲】

- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要です。【再掲】
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの導入を図ることが必要です。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要です。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要です。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
福祉避難所の指定数	2ヶ所	
社会福祉施設BCPを策定している福祉避難所数	1ヶ所	

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【脆弱性の評価】

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要です。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要です。
- 町指定避難所へ備蓄倉庫を整備していくことが必要です。
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要です。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要です。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
備蓄計画の策定	策定済	
町の備蓄率（食料：主食） （飲料水：500ml ペットボトル）	83% 71%	
指定避難所への備蓄倉庫の設置	16箇所	
受援計画の策定	策定済	
上水道の基幹管路耐震適合率	34.3%	
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数	4件	



五十鈴小学校備蓄倉庫



心の杜備蓄倉庫の保存水

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

【脆弱性の評価】

- 町内での帰宅困難者としては、県立門川高等学校の町外からの通学者、町外高等学校への町内からの通学者、町内の事業所への日向市、延岡市等からの通勤者、日向市、延岡市等の事業所への町内からの通勤者が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討することが必要です。

○大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
門川高等学校の町外からの通学者数	268人	全校 301人
就業・通学による町外からの流入人口	2,819人	令和2年国勢調査
就業・通学による町外への流出人口	4,878人	令和2年国勢調査

2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【脆弱性の評価】

- 有事に備えた集落内においての炊き出し訓練の実施が必要です。
- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要です。【再掲】
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要です。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要です。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。

【再掲】

- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプターの臨時離着陸場となる地点を指定しておくことが必要です。【再掲】
- 大規模災害発生時における道路啓開*の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要です。【再掲】
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要です。【再掲】

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
自主防災炊き出し訓練の実施回数	4回	町内4地区で実施



自主防災組織による炊き出し訓練

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

【脆弱性の評価】

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要です。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要です。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要です。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要です。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、し尿処理を含めた廃棄物処理BCPを策定することが必要です。
- し尿処理施設の老朽化対策を図るため、機能診断を実施することが必要です。
- 避難所等における感染症の発生・まん延を防止するため、手指衛生、汚物処理、食品管理、換気、体調管理等の助言・指導を行う体制を構築しておくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
予防接種法に基づく麻疹・風しんの予防接種率	90.5%	
し尿処理施設の耐震化	実施中	
町における簡易トイレ備蓄数	295台	



2016年4月に発生した熊本地震後に寄贈された車椅子対応型の組み立て式簡易トイレ

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

- 日向警察署（門川交番）と連携を図りながら、治安の維持に努めることが必要です。
- 被災後の状況を想定した訓練を実施していくことが必要です。

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 防災拠点となる公共施設の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要です。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要です。
- 公共施設における避難所運営訓練が必要です。
- 避難勧告等の情報発信者が総務課職員に限定されており、情報発信者の不在・被災時においても確実な情報発信が可能となる体制整備が必要です。
- 策定したBCPの不断の見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要です。
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要です。
- 業務システムのクラウド化^{*}やデータ保管対策を図ることが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
災害対策本部設置・運営訓練	年0回	
BCPに基づく訓練の実施	未実施	



南海トラフを震源とする巨大地震・津波による甚大な被害や、相次いで発生する台風やゲリラ豪雨などによる浸水被害等も想定されることから、防災拠点施設としての役割を果たすために高台に役場庁舎を移転した。

海拔：24m

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造（基礎免震）新築

規模：地上4階建

4-1 サプライチェーン*の寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要です。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有を図ることが必要です。
- 国や県、西日本高速道路（株）と連携して主要となる道路（国道、県道、町道、東九州自動車道の暫定2車線区間）の改修を進めることが必要です。

（対象となる道路・・・P42）

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
BCPを策定している町内企業数	8社	

4-2 産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

【脆弱性の評価】

- 産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要です。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル*対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要です。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要です。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
物資提供に係る民間事業者等との協定締結数	4件	【再掲】
物資輸送に関する訓練の実施回数	0回	

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う地域の荒廃・多面的機能の低下

【脆弱性の評価】

- 農業水利施設の老朽化・機能向上対策を図ることが必要です。
- 鳥獣害対策を徹底したうえで、植林、下刈り、枝打ち、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
森林経営管理制度*による除間伐実施面積(累計)	21ha	

4-5 漁港施設の被害による地域の荒廃		
【脆弱性の評価】 ○門川漁港において、管理者である宮崎県の機能診断を基に、県と連携して漁港施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策が必要です。		
【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
漁港施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策	1施設	順次実施

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態		
【脆弱性の評価】 ○防災行政無線の充実を図ることが必要です。 ○防災行政無線や緊急速報メール等、多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要です。【再掲】 ○防災行政無線の戸別受信機の配布を進めることが必要です。 ○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要です。 ○ケーブルメディアワイワイと災害時放送について協定を締結することが必要です。 ○衛星携帯電話やトランシーバー（簡易無線）等災害時移動通信機器の整備が必要です。		
【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
戸別受信機配布世帯数	234世帯	
ケーブルメディアワイワイと災害時放送についての協定締結	締結済	
衛星携帯電話の保有台数	3台	



【戸別受信機】

大雨・暴風時に防災行政無線が聞こえないとの声を受け、希望する高齢者世帯や障がい者世帯に対して戸別受信機を無償貸与を行っている。

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要です。【再掲】
- 自家発電機を備え、災害時に燃料供給拠点となる住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要です。
- 災害時応援協定を締結し、有事の際に支援できる体制を構築することが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
電力供給に係る民間事業者等との協定締結数	1件	

5-3 上水道施設の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道BCPを策定することが必要です。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要です。【再掲】
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
上水道BCPの策定	未策定	
上水道の基幹管路耐震適合率	34.3%	
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定	

5-4 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要です。
- 国や県、西日本高速道路（株）と連携して主要となる道路（国道、県道、町道、東九州自動車道の暫定2車線区間）の改修を進めることが必要です。【再掲】
(対象となる道路・・・P42)
- 橋梁やトンネルの長寿命化計画に基づき、改修を図ることが必要です。
- 細島港振興協会と連携して、細島港の物流機能強化を進めることが必要です。

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

【脆弱性の評価】

- 災害後のまちづくりのビジョンを検討しておくことで、被害が軽減され速やかな復旧・復興につながることを期待されることから、地域住民や自主防災組織と協力しながら研究を行うことが必要です。
- 災害後の円滑な復旧・復興のためには、土地境界を明確にしておくことが必要です。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
自治会加入率	81.9%	

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

【脆弱性の評価】

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。

【再掲】

- 大規模災害発生時に他の自治体等から支援を円滑に受けられるための受援計画の策定が必要です。【再掲】
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要です。
- 災害ボランティアセンターの運営訓練を実施していくことが必要です。
- 地元の建設業者等と災害時応援協定の締結を行うとともに、災害時に活用可能な重機や資機材、人材等の確保に努めることが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
災害時ボランティア・NPOの登録団体数	18団体	
建設業者等との災害時応援協定締結数	2団体	

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要です。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要です。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
災害廃棄物処理訓練の実施	未実施	
一般廃棄物処理業者等との協定締結数	4団体	

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要です。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を図っておくことが必要です。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 文化財の所有者、管理者の防災意識を高めることが必要です。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要です。【再掲】
- 町内の有形無形の文化財を映像等に記録し、データベース化しておくことが必要です。

【現在の水準を示す指標】	令和6年度	備考
文化財保護の為に防火訓練	年1回	



防火週間における日向消防署による文化財立ち入り調査

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要です。
- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要です。【再掲】

(2) 施策分野ごとの脆弱性評価の結果概要

1 消防・防災教育

【脆弱性の評価】

(行政機能)

- 防災拠点となる公共施設の耐震化や代替拠点の確保を進めることが必要です。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行うことが必要です。
- 公共施設における避難所運営訓練が必要です。
- 避難勧告等の情報発信者が総務課職員に限定されており、情報発信者の不在・被災時においても確実な情報発信が可能となる体制整備が必要です。
- 策定したBCPの見直しやBCPに基づく訓練を行うことが必要です。
- 職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要です。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの活用を図ることが必要です。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるよう、職員の研修を行っておくことが必要です。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備しておくことが必要です。
- 災害時における民間団体等との応援協定締結を進めることが必要です。

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要です。
- 大規模災害に備えた消防団の強化や装備資機材の充実が必要です。
- 住宅用火災警報器の設置を促進することが必要です。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行うことが必要です。

(防災教育)

- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要です。
- 住宅の耐震化について住民への周知・啓発が必要です。
- 町民に対する救命処置等の普及啓発を行うことが必要です。
- 家具の転倒防止対策等について住民への周知・啓発が必要です。
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要です。
- 防火について住民への周知・啓発が必要です。
- 迅速な避難の実施に向け、住民への啓発が必要です。
- 地域や学校等で避難訓練を実施することが必要です。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を図ることが必要です。
- 大規模な災害が発生した際には、避難所への職員の配置が困難になるため、自主防災組織等による避難所の開設や自主的な避難所運営体制の確立が必要です。

2 住宅・都市

【脆弱性の評価】

（耐震化等）

- 住宅の耐震化を進めることが必要です。
- 防災上必要な施設における耐震化を進めることが必要です。
- 町内小中学校の耐震化率は 100%となっているが、更なる安全性向上を図るため、天井等の非構造部材の落下防止対策等を進めることが必要です。
- 避難所となっている施設の耐震化や防災機能の強化を図ることが必要です。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策が必要です。

（用地関係）

- 大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保することが必要です。
- 津波避難路の整備や避難場所（避難ビル等）の確保が必要です。
- 仮設住宅となる用地の確保を行っておくことが必要です。
- 大規模災害時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、関係者間で調整を図っておくことが必要です。

（文化財）

- 文化財の所有者、管理者の防災意識を高めることが必要です。
- 町内の有形無形の文化財を映像等に記録し、データベース化しておくことが必要です。

（その他）

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定することが必要です。
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要です。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、し尿処理を含めた廃棄物処理 BCP を策定することが必要です。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくためには、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めていくことが必要です。

3 保健医療・福祉

【脆弱性の評価】

（保健）

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進することが必要です。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要です。
- 避難者に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要です。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておくことが必要です。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておくことが必要です。
- 大規模災害に備えて、避難生活を考慮したオムツ、生理用ナプキン、ミルク等の生活物資、お薬手帳、薬、メガネ、義歯等必要なものを一人ひとり自分で考え確保するよう住民啓発が必要でです。
- 避難所における感染症の発生・まん延を防止するために、手指消毒、換気、食品などの衛生管理やエコノミッククラス症候群等の体調管理の指導を行う体制構築が必要でです。

（医療）

- 災害関連の疫病発生を想定した医療関係者や保健所、近隣市町村との調整会議や情報共有が必要でです。
- 大規模災害時、壊滅的な道路被害を受けた場合の、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DMAT（災害派遣医療チーム）、日本赤十字等の受援を想定した研修や連携の体制づくりが必要でです。

（福祉）

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が必要でできるように、福祉避難所を確保することが必要でです。
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要でです。
- 町内の居宅介護支援事業者やデイサービス事業者等と災害時要援護者の支援体制について検討しておくことが必要でです。

4 物資・エネルギー・情報通信

【脆弱性の評価】

（物資）

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要です。
- 町（避難所を含む）において計画的な備蓄を進めることが必要です。
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要です。

（エネルギー）

- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要です。
- 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進することが必要です。

（情報通信）

- 防災行政無線や緊急速報メール等、多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要です。
- 指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備することが必要です。
- 防災行政無線の戸別受信機を高齢者世帯や障がい者世帯への配布を進めることが必要です。
- 県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけることが必要です。
- 住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生を防止することが必要です。

5 産業

【脆弱性の評価】

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進することが必要です。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるように、関係機関との情報共有を図ることが必要です。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ることが必要です。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報することが必要です。

6 交通・物流

【脆弱性の評価】

（交通）

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要です。
- 町内での帰宅困難者としては、県立門川高等学校への町外からの通学者、町外高等学校への町内からの通学者、町内の事業所への日向市、延岡市等からの通勤者、日向市、延岡市等の事業所への町内からの通勤者が想定され、それぞれの施設管理者等と連携を図りながら対策を検討することが必要です。
- 本町での帰宅困難者の多くは、車通勤であると想定されることから、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開に向けた検討を行うことが必要です。
- 信号機の全面停止等による重大交通事故の防止のため、交通モラルの啓発が必要です。

（物流）

- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受入れを可能とする体制を構築することが必要です。
- 空からのアクセスも可能となるように、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておくことが必要です。
- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化することが必要です。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておくことが必要です。
- 平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っておくことが必要です。
- 細島港振興協会と連携して、細島港の物流機能強化を進めることが必要です。

7 農林水産

【脆弱性の評価】

- 農業水利施設の老朽化対策・機能向上対策を図ることが必要です。
- 鳥獣害対策を徹底したうえで、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要です。
- 門川漁港において、管理者である宮崎県の機能診断を基に、県と連携して漁港施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策が必要です。
- 県と連携して門川防災ダムの機能保全に努めることが必要です。

8 国土保全

【脆弱性の評価】

（ハード対策）

- 県と連携して五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進が必要です。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水を防止することが必要です。
- 県と連携して砂防施設等による土砂災害対策を行うことが必要です。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要です。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるように、国や県、西日本高速道路（株）と連携して主要となる道路（国道、県道、町道、東九州自動車道の暫定2車線区間）の改修を進めることが必要です。
- 橋梁やトンネルの長寿命化計画に基づき、改修を図ることが必要です。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進することが必要です。

（ソフト対策）

- 防災気象情報や避難情報などの周知が必要です。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知が必要です。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要です。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知が必要です。

9 環境

【脆弱性の評価】

- 産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出は、周辺的生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要です。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要です。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要です。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要です。
- 通常の廃棄物処理が継続できるよう、清掃工場の機能強化が必要です。

第4章 施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

第2章で設定した9つの施策分野ごとの推進方針については次のとおりです。

1 行政機能・消防・防災教育

(行政機能)

- 防災拠点となる公共施設の耐震化や代替拠点の確保を進めます。
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置・運営訓練を行います。
- 避難勧告等の情報発信者が総務課職員に限定されていることから、情報発信者の不在・被災時においても確実な情報発信が可能となる体制整備を検討します。
- 策定したBCPの見直しを行うとともに、BCPに基づく訓練を行います。
- 災害発生後速やかに職員を集合させるため、庁舎周辺居住職員を活用すること、また、災害対策要員を確保するため、防災担当業務を経験したことのある職員の活用を検討します。
- 災害発生時に各種行政データを保全するため、業務システムのクラウド化やデータ保管対策を図ります。
- 衛星携帯電話やトランシーバー（簡易無線）等災害時移動通信機器の整備を行います。
- 大規模災害発生時に他の自治体・ボランティア等から支援を円滑に受けられることができる受援計画の見直しを行います。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者台帳システムの活用を図ります。
- 住家の被害認定調査を迅速に行うことができるように、年に1回、職員の研修を行います。
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整備します。
- 災害時における民間団体等との応援協定締結を進めます。
- 町指定避難所や公共施設等への計画的な備蓄を進めます。
- 防災意識の向上、災害対策の周知を図るため、毎月発行の町広報誌に「防災特集ページ」を組み込みます。

(消防)

- 地域の消防活動を担う消防団の団員を確保するため、消防団協力事業所表示制度による認定事業所の拡充を図るとともに、団員の資質向上の教育・訓練を実施します。
- 住宅用火災警報器の設置を促進するため、町民に対する啓発活動を行います。
- 大規模災害に備えて非常用電源装置を導入するなど、消防団の設備を強化するとともに、装備資機材を充実させます。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、耐震性貯水槽の整備等を行います。
- 冬場の住宅火災を未然に防ぐため、消防団による夜間の特別警戒を継続します。

(防災教育)

- 全ての町内自治会単位で自主防災組織を組織し、装備資機材の充実を図ります。
- 各自主防災組織に少なくとも1名は配置できるように、防災士の養成に取り組みます。
- 補助制度の活用を呼びかけるなど、住宅の耐震化について町民への啓発を行います。
- 日向市消防本部が実施する普通救命講習の受講を町民に呼びかけを行います。
- 地震から命を守る行動の一つとして、家具の転倒防止対策等について町民への啓発を行います。
- 全ての自主防災組織単位で、住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定を進めます。
- 防火について住民への周知・啓発を行います。
- 津波や風水害などから命を守る行動の一つとして、迅速な避難の実施について町民への啓発を行います。
- 地域で少なくとも年1回は避難訓練を実施します。
- 地震後の通電火災を防止するため、感震ブレーカーの普及を町民に啓発します。
- 大規模な災害が発生した際には、避難所への職員の配置が困難になるため、自主防災組織等による避難所の開設や自主的な避難所運営体制について啓発を行います。
- 町内小・中学校における防災学習及び避難訓練を年5回以上行います。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
消防団員数	342人	340人	総務課、消防団
自主防災組織カバー率	83%	90%	総務課
防災士数	159人	300人	総務課
出前講座実施回数	13回	15回	総務課
普通救命講習受講者数	119人	150人	総務課
消防団協力事業所表示事業所数	2カ所	5カ所	総務課
地区防災計画策定地区数	14地区	20地区	総務課
火災による死者数	0人	0人	総務課、消防団、消防署
津波避難訓練実施回数	年1回	年1回	総務課
災害対策本部設置・運営訓練の実施	年0回	年1回	総務課
BCPに基づく訓練の実施	年0回	年1回	総務課
災害時ボランティア・NPOの登録団体数	18団体	22団体	総務課、社会福祉協議会

2 住宅・都市

(耐震化等)

- 地震から命を守る行動の一つとして、住宅の耐震化について町民への啓発を行います。
- 町営住宅や防災上必要な施設における耐震化を進めます。
- 指定避難所として位置づけている町内の小中学校について、天井等の非構造部材の落下防止対策等を含め、耐震化を進めます。
- 指定避難所となっている施設の耐震化や避難所の生活環境の向上・防災機能の強化を図ります。
- 上水道施設の耐震化や老朽化対策を行います。
- 沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、指定された路線における耐震診断の実施を当該建築物の所有者に促すとともに、耐震診断の結果を踏まえ、耐震化を行う努力を促します。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業、並びに住宅・建築物安全ストック形成事業を推進します。

(用地関係)

- 指定緊急避難場所の指定を進め、大規模火災等において延焼を防いだり、一時避難場所等となる防災空間を確保します。
- 津波対策については避難行動が最も重要であることから、津波からの避難路の整備や避難場所（民間のビル等）を確保します。
- 大規模災害発生後に必要になることが見込まれる仮設住宅となる用地の確保を行います。
- 大規模災害発生時には、さまざまな災害対応業務において用地の確保が必要となるため、平常時から各業務における用地の活用見込みを集約し、庁舎内の調整を図ります。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課
仮設住宅の用地確保数	437戸	1,809戸	建設課

(文化財)

- 町内の文化財に関する防災訓練の恒例化と消火設備等の設置を働きかけます。
- 町の有形無形の文化財を映像等に記録し、データベース化を進めます。

(その他)

- 大規模災害が発生しても業務が継続できるように、上水道BCPを策定します。
- 大規模災害発生時には、他の水道事業者からの支援を受ける可能性が高いことから、「応援水道事業者受入マニュアル」を策定します。
- 災害発生後も地域の生活機能を維持していくため、平時から地域コミュニティ活性化の取組を進めます。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
住宅の耐震化率	83.2%	90.0%	建設課
上水道BCPの策定	未策定	策定済	環境水道課
応援水道事業体受入マニュアルの策定	未策定	策定済	環境水道課
雨水ポンプ施設の耐震化率	100%	100%	建設課
自治会加入率	81.9%	82.0%	総務課

3 保健医療・福祉

(保健)

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進します。
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持します。
- 衛生・防疫体制の確立等について示した「避難所運営マニュアル」を策定し、周知します。
- 避難者に感染症が広まらないように、簡易トイレ等を備蓄します。
- 避難所以外に避難する者が生じることを考慮し、正しい感染症予防の情報を定着させる方法を計画しておきます。
- 大規模災害の発生に備えて、被災者の健康管理を行う体制を構築しておきます。
- 大規模災害に備えて、避難生活を考慮したオムツ、生理用ナプキン、ミルク等の生活物資、お薬手帳、薬、メガネ、義歯等必要なものを一人ひとりが、自分で考え確保するよう住民啓発を行います。
- 避難所における感染症の発生・まん延を防止するために、手指消毒、換気、食品などの衛生管理やエコノミークラス症候群等の体調管理指導を行う体制構築を行い。感染対策としてのマスクや消毒液の備蓄を行います。

(医療)

- 災害関連の疫病発生を想定した、医療関係者や保健所、近隣市町村との調整会議や情報共有を行います。
- 大規模災害時、壊滅的な道路被害を受けた場合の、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、DMAT（災害派遣医療チーム）、日本赤十字等の受援を想定した研修や連携の体制づくりを行います。

(福祉)

- 災害発生時に、特別な配慮が必要となる高齢者や障がい者などの方々が必要に応じて、社会福祉施設の理解をいただきながら福祉避難所の指定について取組を進めます。
- 平常時の避難行動要支援者名簿情報の提供は希望者について行っており、今後も名簿の整備を進めます。

○高齢者福祉施設、障がい者（児）福祉施設等について、災害時における利用者の安全確保及び施設機能の維持を図るため、防災改修、設備整備、大規模修繕その他必要な対策を推進します。

○社会福祉協議会が中心となり整理している、見守りが必要な65歳以上高齢者等の情報を共有するための「安心カード」登録者を増やす取組を進めます。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
町における簡易トイレ備蓄数	295台	295台	総務課
地区指定避難場所である病院との避難使用に関する協定	協定済	協定済	総務課
福祉避難所指定数	2件	4件	福祉課、総務課
予防接種法に基づく麻しん・風しんの予防接種率	90.5%	95.0%	こども課
避難支援関係者に対する避難行動要支援者名簿の整備	整備済	整備済	福祉課
「安心カード」登録者数増への取組	1,161人	1,300人	社会福祉協議会

4 物資・エネルギー・情報通信

（物資）

○家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促します。

○町指定避難所や公共施設等への計画的な備蓄を進めます。

○災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者等と物資調達・供給確保のための協定締結を進めます。

（エネルギー）

○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進します。

○住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じて、災害対応力の強化を推進します。

（情報通信）

○防災行政無線や緊急速報メール等、多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達を行います。

○指定避難所等との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害用通信設備を整備します。

○防災行政無線の非常用電源の設置を行います。

○防災行政無線の戸別受信機の配布を年次計画的に進めます。

○県の「防災・防犯メールサービス」への登録を住民に呼びかけます。

○住民への適切な災害情報の提供により早めの避難行動を促します。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
町の備蓄率（食料：主食） （飲料水）	83% 71%	100% 100%	総務課
物資の供給に係る民間事業者等との協定締結数	4件	8件	総務課
戸別受信機配布世帯数	234世帯	310世帯	総務課

5 産業

- 商工会等と連携して、企業BCPの策定を促進します。
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるように、関係機関との情報共有を図ります。
- 復興に重要な役割を担う建設業の担い手確保・育成の観点から、就業環境の改善を図ります。
- 風評被害を払拭するため、関係機関や有識者の協力を得て、安全性等についてわかりやすく広報します。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
BCPを策定している企業数	8社	10社	地域振興課

6 交通・物流

（交通）

- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行います。
- 本町での帰宅困難者の多くは、車通勤であると想定されることから、災害に強い道路網の形成や速やかな道路啓開に向けた検討を行います。
- 信号機の全面停止等による重大交通事故の防止のため、交通モラルの啓発を行います。

（物流）

- 大規模災害に備えた受援計画を必要に応じて見直し、支援物資を円滑に受入れる体制を構築します。
- 空からのアクセスも可能となるよう、あらかじめヘリコプター離着陸場となる地点を設定しておきます。
- 細島港振興協会と連携して、細島港の物流機能強化を進めます。
- 町の備蓄物資や流通備蓄の提供について、ラストワンマイル対策として関係機関との連携や調整などを強化します。
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要な食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の整備をしておきます。

○平時から物資の集積拠点の管理・運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図ります。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
受援計画の見直し	策定済み	改定済	総務課
ヘリコプター臨時離着陸場の指定数	8カ所	9カ所	総務課、宮崎県
物資輸送に関する訓練の実施回数	0回	1回	総務課

7 農林水産

- 農業水利施設の老朽化・機能向上対策を図ります。
- 鳥獣害対策を徹底したうえで、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ります。
- 県と連携して門川防災ダムの機能保全に努めます。
- 門川漁港において、管理者である宮崎県の機能診断を基に、県と連携して漁港施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策を図ります。また、対策の推進にあたっては、国・県の事業を活用します。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
森林経営管理制度による除間伐実施面積(累計)	21ha	42ha	農林水産課
漁港施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策	1施設	1施設	農林水産課、宮崎県

8 国土保全

(ハード対策)

- 県と連携して五十鈴川、鳴子川、丸バエ川の河川改修による災害に強いまちづくりを推進します。
- 町が管理する河川の草刈や浚渫の実施、護岸破損箇所の修繕により、堤防からの越水を防ぎます。(対象となる河川・・・P53)
- 県と連携して砂防施設等による土砂災害対策を推進します。
- 治山施設の整備による山地災害対策を行います。
- 事業者等が早期に活動等を再開できるように、国や県、西日本高速道路(株)と連携して主要となる道路(国道、県道、町道、東九州自動車道の暫定2車線区間)の改修を進めます。(対象となる道路・・・P53)

- 橋梁やトンネルの長寿命化計画に基づき、改修を図ります。
- 内水氾濫被害の解消及び軽減のため、排水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進します。

(ソフト対策)

- 防災気象情報や避難情報などの周知を行います。
- 洪水ハザードマップの策定及び周知を行います。
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難確保計画の策定と避難訓練の実施を促します。
- 土砂災害ハザードマップの策定及び周知を行います。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
橋梁の健全化率 N=105 橋	100%	100%	建設課
土砂災害防止講座実施回数	1回	1回	総務課
要配慮者利用施設における 避難確保計画策定数	18施設	30施設	総務課、福祉課

9 環境

- 産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めます。
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施します。
- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておきます。
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めます。
- 通常の廃棄物処理が継続できるように、清掃工場の機能強化に努めます。
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるように、し尿処理を含めた廃棄物処理BCPを策定します。

【指 標】	令和6年度	令和11年度	担当課／関係機関
災害廃棄物処理訓練の実施	未実施	実施済	環境水道課

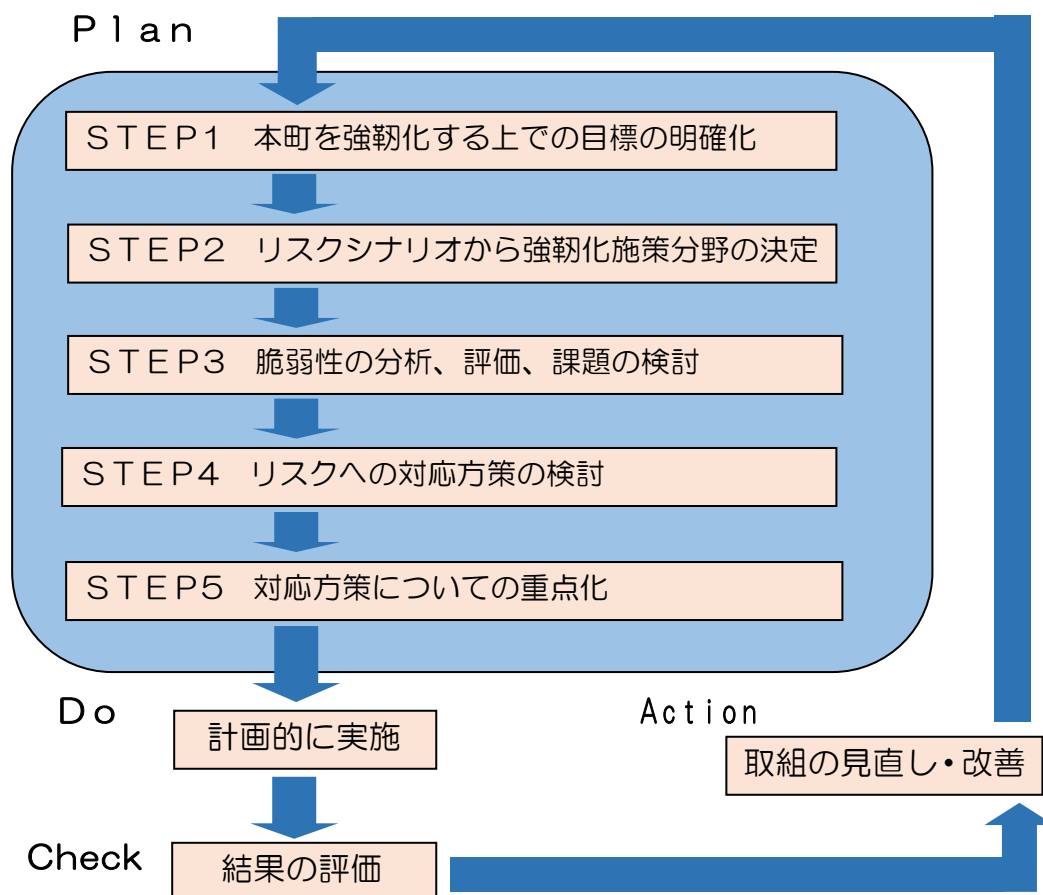
第5章 町計画の推進と不断の見直し

1 町の他の計画等の必要な見直し

「町計画」は、地域の強靱化の観点から、「町計画」以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、「町計画」で示された方針に基づき、他の計画等においては必要に応じて見直すなどの所要の対応を行い、「町計画」との整合性を図るものとします。

2 町計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、「町計画」の施策の推進方針に沿って、毎年度さまざまな施策を実行していくものです。このため、「町計画」の進捗管理においては、指標により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCAサイクルによる点検・見直しを行うものとします。



3 町計画の不断の見直し

「町計画」は、長期を展望しつつ、今後の社会経済情勢等の変化に対応できるように、令和11年度（5年後）を目標年次としますが、必要に応じて見直すものとします。

サプライチェーン

原材料・部品の段階から各工程を経て、製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

防災士

特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格。防災士教本による履修や救急法等講習などを受講し資格取得試験に合格した者に与えられる。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

衛星携帯電話

通信衛星と直接通信する電話機を使用した電話網を提供するサービス。固定電話や携帯電話と比較して、通話可能地域が広い。

道路啓開

緊急車両等の道路の通行を1車線でも確保するため、瓦礫の処理や段差の解消等、道路閉塞の原因を排除すること。

BCP（ビーシーピー：Business Continuity Plan）

事業継続計画。行政の場合は、業務継続計画という。大規模災害や大規模事故などのリスクにより、事業や業務の継続が困難になる事態が発生した場合にも、事業や業務を継続あるいは速やかに遂行するために策定する計画。

福祉避難所

災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。

クラウド化

ネットワークを經由してシステムを利用すること。主に自治体では、遠隔地のデータセンターにサーバを設置し、サービスを利用している。

ラストワンマイル

「最後の1マイル」という距離的な意味ではなく、避難所などへ商品や備蓄品を届ける物流の最後の区間を意味する。

森林経営管理制度

手入れの行き届いていない私有林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適さない森林の公的管理を担う制度。

感震ブレーカー

地震発生時に感震器で検知した地震信号が設定した値を超えたときに、配線用ブレーカー、または漏電ブレーカー等を遮断する信号を出すことで電気を自動遮断する機器・システムを言う。電気火災の防止効果がある。

【 国土強靱化の対象となる道路・河川 】

(道路)

東九州自動車道	(延岡南道路含む)
国 道	国道10号・国道388号
県 道	県道遠見半島線・県道八重原延岡線・県道土々呂日向線・ 県道門川停車場線・県道門川港線
町 道	曾根米ノ山線・元山小原線・大原仁久志線・貝ノ木本津々良 線・上井野神舞線・古川菰ノ下線・(仮称)加草中村線

〈道路の整備促進〉

路線名等	延長	完成予定	実施主体
国道388号 松瀬工区	3,850m	R9以降	宮崎県
国道388号 小園工区	1,600m	R12以降	宮崎県
八重原延岡線 阿仙原1工区	770m	R11	宮崎県
元山小原線 1工区	720m	R7以降	門川町
大原仁久志線 1工区	1,050m	R7以降	門川町
加草中村線	640m	R7以降	門川町

(河川)

二級河川	五十鈴川、鳴子川、丸バエ川 三ヶ瀬川、津々良川、中山川、市の原川
その他河川	芹ノ谷・水無川・入谷川・菅ノ谷川・幸谷川・宮ヶ内川・竹 名川・丸山川・大迫川・船越川・角石川・高月川・右松川・ 新川・山ノ神川